

第541回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	広島地方最低賃金審議会委員名簿(第55期)……………P.	1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会運営規程……………P.	2
資料 No. 3	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程……………P.	5
資料 No. 4	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程……………P.	7
資料 No. 5	令和4年度 広島地方最低賃金審議会の運営について(案)……………P.	9
資料 No. 6	最低賃金法第9条第3項の考え方に関する報告書……………P. (平成20年8月11日)	11
資料 No. 7	広島県最低賃金審議経過一覧(平成29年度～令和3年度)……………P.	12
資料 No. 8	地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について…P. (平成16年5月24日付け事務連絡)	13

第55期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局

令和3年6月15日現在

区分	氏名	現職
公益代表	井上 道	弁護士
	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	三井 正信	広島大学大学院 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	国友 雅彦	JAM山陽 広島県連絡会 事務局長
	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

(50音順・第55期)

広島地方最低賃金審議会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、広島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 第6条及び前三項の規定は小委員会等について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「会長又は座長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を広島労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和4年2月15日から施行する。

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第1条 地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置するものとする。

第2条 運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

2 検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。